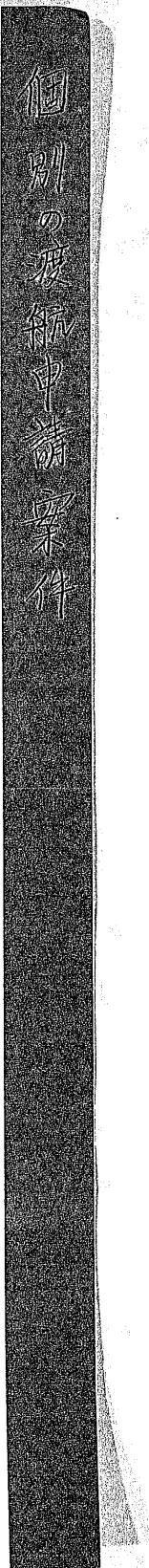


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係出入域、 外国人の法的地位沖縄出入域関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43390



秘
無期限

北米局長
総務課長事官
旅券課長
北米課長
北米課長

沖縄渡航のための渡航申請書
内規について

41. 7. 11
北米課長

1. 7月8日 総理府特別地域連絡局監理渡航
課・総務課長より、技村に対し。

(1) 6月30日、渡航会議に於て半側より最近總評
所屬の常勤組合員が渡航申請を提出するに
当り、所属国際経済欄に「無し(NONE)」との
虚偽の記載を以て、2回に亘連して、本欄の
記載に正誤を期すよう要望がある。4月23日
同日午後2時に到着 RTUより電話にて、同日
以降、同欄に「無し」との記載のある申請書

GA-6 外務省

- は、全く後援なしとの通告があつた。
- (2) 2の通告後、1時間後には該申請書を
返却されて來ており、この間の処理に甚だ困惑
17. 3.
- (3) 特連局では6月30日より早速各都道府県庁
に対する電話で取扱いに関する注意を喚起する
と共に、7月4日公信をかけて更めて關係方面の
注意を喚起する要請を行なった。
- (4) 例、申請書の中には、現実に如何なる關係
に於けるものかの如き、或は所屬いかない
と言じて居る者あり、これらは要理に何んらの
關係を記入せしめることは不可能である。
- (5) つゝは關係を外交チャネルにあげて、半側の
外務省
- GA-6 外務省

善処方を依頼致いた。

旨申謝いた。

2. よつて核査よりザヘルンハ費訪が連絡し、当方
よりも、必ず1箇月事件の全貌を把握いたる訳

ではな、が、今後の如きトラスト行方措置を、
事件の連絡をなま、どういたことは遺憾である

3. 本口大使館におつて、事件の実情を調査の上
行方不明に処理する方法があれば善処

ねがいた旨要望いた。

3. 2件以下、ザヘルンハ事件の周知徹底方へ
日本側はこれ位の意向を要するかと質いたる。

新連に照会。後刻返答。當方より
事件についてます。大体開港方面への

周知徹底方措置~~消さない~~と述べたのに対し。
ザヘルンハ事件が事件の通告書に措置された

件の東北については、6月中に繰返し開港方面へ
警告した次第であり、如何に拘泥する事態の

改善がみられないため、止むを得ず、今回
の如きトラスト行方措置をとったものと承知いた
る旨と述べた。

4. 実にザヘルンハ事件は毎日約400件の渡
航申請を受理いたるところ、400人の成人が400

人の如く如ほどの国情に考慮しておらぬことは、
信一・難いことではないと述べたのに対し、當方より

該件の件は7月1日に判明した事態と承知いた
るところ、6月中にかけられた事前の通告とは

如何なる内容のものか承知したい、と説いた

223. 今方は詳細については承知しないが
と答えた。

5. 枝村より、斯る米側の措置の結果、実際に所取
得困難の事、者までが迷惑を蒙る可能性が

本件を24に留意されたりと。及く、当方の参考
まで、米側は如何なる標準で申請書を返還

しているかを承知したい、と述べたところ、「これは
今返還しているのは400件のうち100件であり。

これは日本側の便宜を考慮した上で少の程度に
止めであるのであり、必ず返還のやり方に

arbitraryである」と述べるとすれば、400
件を400件の中返還することも辞さないと述べた。

6. 当方より、2024の次第は兎角、斯る事態は甚だ
面白からざる事態であることに鑑み、半口大便箋

における本件の詳細を調査の上、善処し得る
とかめりは、善処するよう嘗てす旨述べたと
早急に

9月(80)

「これはすでにRTU事務部の職員はすでに退庁いた
めござり、明日は土曜日であるので、7月11日(月)

K西改めて連絡する旨と答えた。

7. 本件に関する、総理府に照会したこと実事項以下
のとおりである。

(1) 本件はサハーレンの「6月中繰り返しの通告」に
関し、特選局総務課長はその種通告を受け

K24はなく破棄した。

2) 7月7日現在の本件申請書の取扱い状況内容
は次のとおり。

申請書類物

462件

すぐ返却せられた物

100

申請書総数のうち	
<u>取扱申請記載件数</u>	
審査済出手	241
未取扱	221
うち管理取扱数	28
うち未経理取扱数	94
管理府の相談によるは返却の対象には ような申請書とは	
221(未取扱) - 28(管理取扱) = 192から 審査済出手割合の中から算出するの 70を31%た 130程度となり、従って返却された100件 は相談総数の約8割程度と思われる。	

GA-6

外務省

8. 7月11日午後、他用をもつて也米局長を表訪
レたザハーレンに対して、枝村より東洋の開拓
米側の処理振りや所々に直したところ、ザハーレン
が1件につきは善処方の検討のため、内閣にて
措置がとら
いふ旨である。又、東洋措置の決定
は政策決定者レベルではなく、事務官レベルで
れは内閣のものであると答えた。
枝村より、東洋の開拓米側の早急の善処
措置を謝すなど共に、東洋の如き問題は、
将連局との間の話し合いで決着がつかぬ場合
は實際の措置を執る前、外交チャネルにて
て話を纏め、特使 USCAR を指導駆け
入りと述べたのに対し、ザハーレンも同意見である
述べた。

GA-6

外務省

(10月16日)

9. 今後 特許局 総務課長より RTU からの
連絡があり。RTU は 東洋の取扱を 6月30日
以前の方針に従事す旨通報され、
取扱電話を共に、東洋へ開拓外務省。

印加力で感謝する旨述べておいた。

GA-6

外務省